



春季火災予防運動

実施期間 3月1日から3月7日まで

統一標語 「あなたです 火のあるくらしの 見はり役」

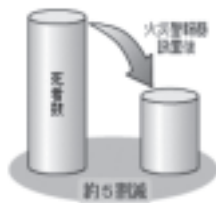
火事・救急・救助は119
おちついてはっきりと

全国的に、住宅火災による死者が急増しており、死者の半数以上が65歳以上の高齢者です。また、住宅火災による死者の約7割が逃げ遅れによるもので、死者の増加に対応するため、平成16年に消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

新築住宅は、平成18年6月1日から、既存住宅は、平成20年6月1日から設置しなければなりません。

住宅用火災警報器の効果

アメリカでは火災警報器を設置義務化（普及率94%）にして、21年間で死者数約5割減となっています。



住宅用火災警報器の種類

煙式

寝室・階段・台所に設置できます。

熱式

台所に設置できます。



乾電池を使うタイプ

配線がありませんので、取り付けが簡単ですが、定期的に電池交換が必要です。

家庭用電源を使うタイプ

電池交換が不要なことが長所です。配線工事や取り付け位置付近にコンセントを必要とします。



住宅用火災警報器の設置場所

寝室・階段・台所に設置します。



悪質な訪問販売にご注意！

消防署が住宅用火災警報器の斡旋や販売をすることはありません。
(クーリングオフの対象です。)

住宅用火災警報器の購入の仕方

防災設備取扱店等で購入できます。
購入の目安として、鑑定マークが付いているものを選びましょう。



単独型

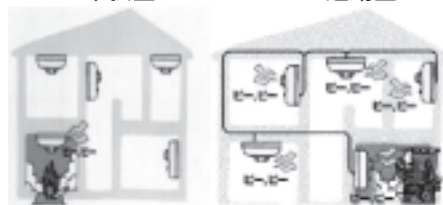
火災を感知した機器だけが警報音を発します。

連動型

火災を感知した機器に接続されているすべての機器が警報音を発します。火災の早期発見にとっても有効です。

単独型

連動型



南三陸消防署 ☎ 46-2677

南三陸消防署歌津出張所 ☎ 36-2222